

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策【第13弾】

令和3年4月19日

1. 低所得の子育て世帯への支援

12.7億円

✓ 「子育て世帯生活支援特別給付金」を給付

対象者：(1) ひとり親世帯

- ・ 令和3年4月分の児童扶養手当受給世帯
- ・ 公的年金給付等により児童扶養手当を受けていない世帯
- ・ 家計急変により直近の収入が児童扶養手当の対象となる世帯

5月末までに
支給

6月末頃から
支給開始

(2) (1)以外の住民税非課税の子育て世帯

未定
(国準備中)

※児童の範囲：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児は20歳未満）

給付額：児童一人あたり一律5万円

2. モニタリング検査による感染の再拡大防止対策の強化

独自 0.5億円

✓ 県境を越えて移動した方等を対象に、PCR検査キットを無料配布し感染拡大の兆候を把握

期間：4月下旬～6月末

場所：熊本駅・桜町周辺の2か所を想定